
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 発議第 1 号「下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。
本案について、提案趣旨の説明を求めます。
提出者議員、4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 1 号 下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の設置に関する決議について、提案趣旨を申し上げます。

我が国は、森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた適切な森林整備・保全等の取組を通じ、森林吸収量の目標の達成を図るため、分野横断的な施策を含め、各施策に総合的に取り組むこととしています。

本町は、半世紀にわたり築き上げてきた森林資源を更に造成し、実用化技術の活用と研究、実証を通して、森林バイオマス資源を最大限かつ最大効率で利活用する一貫システムの構築に努めてきました。

そうした中、バイオマス総合産業を軸とした環境に優しく災害に強いエネルギー完全自給型の地域づくりを進めることで、雇用の創出と活性化に繋げ、域内の生産を高めて富が循環される構想を打ち出し、平成 25 年 6 月に「バイオマス産業都市」に選定されました。

その具現化を図る取組の一つとして、森林バイオマス地域熱電併給事業の導入を計画しており、議会としましても、この事業の意義、効果、課題等を十分検証するため、特別委員会の設置を提案するものであります。

本特別委員会の名称は、「下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会」とし、地方自治法第 109 条及び下川町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、設置するものであります。

設置の目的は、「森林バイオマス地域熱電併給事業の調査」とし、委員会の構成は、議長を除く全議員による特別委員会とするものであります。

また、調査期間につきましては、「森林バイオマス地域熱電併給事業の調査の終了まで」とします。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、発議第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。
本特別委員会は、議長を除く議員全員で設置されることに決定いたしましたので、ただ今から、委員長及び副委員長を選出していただきたいと存じます。
ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長（下村弘之君） 特別委員会委員は、応接室までお集まり願います。

休 憩 午後 3時 5分

再 開 午後 3時14分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。
下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。
委員長には、1番 近藤八郎 議員。
副委員長には、4番 奈須憲一郎 議員。
以上のように決定をいたしました。

○議長（木下一己君） 日程第2 議案第4号「下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議におきまして、当委員会に付託を受けた、議案第4号 下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、時代に対応した施策並びに担い手への一層の支援を行い、持続可能な農業基盤の確立を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

主な改正内容は、中核的農業者や経営継承を目指す担い手への支援強化と、財政規律維持を鑑み各補助事業に限度額を設定するものです。

担当課長などから、中核的農業担い手対策事業の支援内容、農業振興事業の支援内容の説明後、委員からの質問に対して、「限度額の設定については、審議会内でも議論があった。制度の見直しは、必要に応じその都度行っていきたい。今後の制度活用は、フリーストール牛舎の整備や担い手の農業機械購入などが考えられる。法人化を促進していく制度設計となっている。本制度活用による総体補助負担の計画は立てていない。」などの説明がありました。

審査後、論点整理、議員間対話を踏まえ、当委員会として、次の意見を付すものであります。

農業は本町の基盤を成すものであることを踏まえ、農業を取り巻く情勢や環境の変化、さらには農業者の意向等を的確に把握しながら、

一つ目、支援制度の評価を徹底するとともに、必要に応じて制度の見直しを適宜行うこと。

二つ目、緊急に対策を講ずる必要性が生じる場合、速やかに支援制度の創設、拡充等を適切に行うこと。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 議案第5号「下川町立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第5号 下川町立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、介護予防生活支援事業の通所介護事業に係る生きがい活動支援通所事業の一部が、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、それらに利用料について明記すべき文言を追加するため、所要の改正を行おうとするものです。

主な改正内容は、デイサービスセンターの利用料について、現行の介護報酬に基づく利用料のほか、総合事業に移行する新たなサービス体系に基づく利用料の根拠について、必要な文言を追加するものです。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第4 議案第6号「下川町病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきましても、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第6号 下川町病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、保健、医療、福祉、介護の連携強化を図り、地域包括ケアシステムを推進するため、町立病院を国民健康保険診療施設として位置付け運営していくため、所要の改正を行おうとするものです。

事務長などからの説明後、委員からの質問に対し、事務長などから、「病院運営については、現状を踏まえ、今後プラスになることはないか調査を行ってきた。こうした中、国民健康保険診療施設への変更について、総合計画の見直し後の12月、関係機関などとの調整の結果、財政的に有利であり交付税措置も変わらないなど総合的にメリットがあると判断し決定した。その後、病院内会議などを経て、国保運営協議会、社会福祉審議会やパブコメ手続きを行い、理解と賛同を得てきている。」「病院名称や体制は変わらない。今後更に医療と介護の連携を進めて行きたい。29年度、国保直営診療施設整備補助でCT、電子カルテ導入を予定しており、一次診療で町立病院の患者数増加を見込んでいる。また、会計精算の時間も短縮される見込みである。病院がどう変わるのか広報などを通して町民へお知らせする。27年度の国保加入者は963人、そのうち全体の47%は名寄の病院に掛

かっている。34%は町内、残りの18%は旭川などである。」などの説明がありました。

保健事業、地域包括ケアの推進に向け、関係機関との連携と、院長を筆頭に職員が一丸となって町民に愛される病院づくりを期待するところであります。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第15号「平成29年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議

案第 15 号 平成 29 年度下川町一般会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会の予算審査について、冒頭、副町長より予算編成方針並びに新年度予算の概要についての説明がありました。

本年度は、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第 5 期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略などに基づく予算編成となっています。

歳入、歳出ともに 52 億 1,300 万円、対前年比 7.9%減を計上しています。

歳出の義務的経費は 17 億 589 万円、2.8%の増、投資的経費で 10 億 5,753 万円、37.2%減、その他の経費で 24 億 4,958 万円、5.6%の増となっています。

歳入では、町税で 3 億 1,267 万円、0.1%増、地方交付税で 25 億円、0.8%の減、国及び道支出金で 7 億 3,162 万円、4.2%増、繰入金では、財政調整積立基金 1 億 6,500 万円、ふるさとづくり基金繰入金 1 億円、過疎地域自立促進特別事業基金 2,683 万円、森林づくり基金 1,000 万円など、全体で 3 億 3,183 万円を計上し、町債は 5 億 3,180 万円となっています。

副町長から予算概要説明後、委員からの質問に対して、「限られた財源の中で、地域課題を解決していく予算となっている。大胆なスクラップアンドビルドはない。120 の公約の評価は内部で行っているが、進捗状況は公表していない。財政規律維持の具体的な目標設定はない。余裕を持った財政状況ではない。」との答弁がありました。

その後の審査に当たり、所管課ごとに担当課長などから、推進施策・事業概要書、事項別明細書などにより説明を受けました。その内容と答弁、そして意見等について主な事項について所管課ごとに報告します。

事業概要書の 1 ページからです。議会事務局所管では、「議会機能・監査機能の充実」を施策の柱とし、速やかな情報提供では、インターネット中継の配信のための予算が計上されています。

次に概要書 3 ページから、総務課所管の施策では、「地域自治・地域内連携」「柔軟な総合的・計画的な行政運営」などの予算が計上されています。

課長などから、「第 6 期総合計画に向けたアンケート調査を実施する。自治基本条例検証見直しを行い、年度内に一定の方向性を示す。町職員の外部機関への派遣は 1 名のみとなる。」など説明、答弁がありました。

委員から、「IP 電話でお年寄りの血圧管理を行っているところもある。光回線などを更に有効活用し情報化の推進を図るべきである。」「広報紙の表紙をカラーにすべきである。」「条例の体系化の整備が進展していない。条例改正時には各条文等を十分精査すること。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 6 ページから、税務住民課所管の施策では、「公共交通」「環境保全」「豊かな消費生活の確保」などの予算が計上されています。

課長などから、「コミュニティバス待合所…旧大町商店です…を住民の方が快適に過ごせるよう、ワークショップを行いながら、10 月を目途に 433 万円の予算で改善、改修を行う。」「住民の利便性の向上などを図るため、宅配業者との連携で、バスターミナル 1 階…旧観光協会の事務所です…に地域特産品等の荷受け、保管、発送等の物流拠点を設ける。」「平成 30 年度の埋立ごみ広域処理供用開始に向け、ストックヤード建設に向けた設計を

行い、補正予算で工事請負費を計上し、10月を目途に建設していきたい。」「近年の環境の変化と課題を解決するため、行政と町民を繋ぐ組織である消費者協会の体制強化を図る。」「空き家対策として、不動産会社との連携で、空き家対策の総合コーディネート事業を進める。」「防災対策として、洪水ハザードマップの見直しを行う。」など説明、答弁がありました。

委員から、「積極的に工夫されている。意欲的であることを評価する。運搬業者の選定は…これは埋立ごみ関係でございます…十分考慮しながら取り進めること。」「空き家等対策などは、高齢者向け快適居住空間創出具現化事業と密接に関わるものであり留意して取り進めること。」などの意見がありました。

次に事業概要書8ページから、保健福祉課所管では、「地域保健福祉の充実」「健康づくりの推進」「生活習慣病対策の充実」「保育・子育て支援サービスの充実」などの予算が計上されています。

課長などから、「病院事業への運営補助が増大してきている。これらを踏まえ、病院の経営改善検討調査を行っていく。」「金婚式のあり方について検討していきたい。」など説明、答弁がありました。

委員から、「高齢化が進展する中で、戦没者追悼式等の開催内容や場所など工夫が必要である。」「財源を確保し、保育料無償化を検討してほしい。」「町単独施策として、生活習慣病検診対象者年齢を18歳に下げること検討してほしい。」「子宮頸がんワクチン医療給付金支給に関する条例化の検討が進んでいない。」などの意見がありました。

次に、事業概要書10ページから、山びこ学園所管では、「山びこ学園及びグループホームういるの充実」の予算が計上されています。

園長などから、「学園祭は利用者の高齢化もあり、規模の見直しを行い、場所を変更しコモレビで開催していく予定である。」「音楽療法を導入していく。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「利用者の危険物…ライターとか刃物など…所持管理を徹底してほしい。」「利用者の健康管理を徹底してほしい。」などの意見がありました。

次に、事業概要書13ページから、あけぼの園所管では、「高齢者福祉サービスと社会参加の推進」などの予算が計上されております。

園長などから、「長期入所が多く稼働率が低くなってきており、退所基準を変更し、3か月以上の長期入院が見込まれる場合、町立病院と連携するなどして、適切な時期に家族と相談し退所していただく。退院した場合は、定員特例枠を使いながら対応したい。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「職員の定数確保が難しい、処遇が改善されない…これらの問題を改善しない限り根本的な問題は解決しない。」などの意見がありました。

次に、事業概要書16ページから、農業委員会及び農務課の所管では、「総合的な農業施策」「生産・流通体制の整備」などの予算が計上されています。

課長などから、「雑用水施設改修を計画的に行っていく。今年は幸成地区のろ過材、流量計などの改修を行う。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「食育の推進について、数値目標を設定し進捗管理を行うべきである。」「堆肥製造で牛糞が減少してきている。水分調整材のおが粉の確保も難しくなっている。土づ

くりからも適切な運営と耕畜連携が必要である。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 21 ページから、森林総合産業推進課所管では、「循環型森林経営の推進」「林業・林産業の振興」「森林バイオマスエネルギーの推進」などの予算が計上されています。

課長などから、「28 体あるチェンソーアート作品の管理を進めていく。修繕ができるものは修繕を行っていく。」「製材事業者等 7 社が行うショベルローダなどの導入、整備に補助金 8,500 万円を計上している。」「一の橋地区の熱効率化事業として、システムの効率化に向けた実施設計、改善改修を行う。このことによって、電気代が相当削減されることが予想される。」など説明、答弁がありました。

委員から、「森林バイオマスボイラーの焼却灰は有効活用するとのことであるが、費用対効果等総合的な視点で検証し、処理することが望ましい。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 25 ページから、環境未来都市推進課所管では、「サンルダム建設促進」「中小企業の振興」「環境未来都市」などの予算が計上されています。

課長などから、「サンルダムは 31 年 3 月完成予定である。周辺整備はサンル牧場地区を除き 33 年度までに総事業費 6,200 万円をかけ整備する予定である。」「商工会事業としてアイキャンスタンプのカード化と地域経済の活性化を図るためのふるさと商品券の発行を行う。」「一の橋椎茸栽培事業に係る雇用は、通常 10 名から 14 名体制で行っている。現在はパート含め 25 名を雇用している。」など説明、答弁がありました。

委員から、「アイキャンスタンプのカード化は住民周知を徹底し、特に高齢者対応にも配慮する必要がある。」「ふるさと商品券発行事業の実施に当たっては、商工会などと密接に連携し効果的な活用を図ること。」「コモレビの管理運営については、議会の審議等を踏まえ遺漏のないよう取り進めること。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 28 ページから、建設水道課所管では、「有効な土地利用」「公園整備」「快適な住環境の確保」などの予算が計上されています。

課長などから、「29 年度、都市計画マスタープランを策定する。現状の把握、住民意向把握のためのアンケート調査などを行い、策定検討委員会を設置し、審議会諮問などを経て策定していく。議会へは必要に応じ報告する。」「安原公園については、町民周知を行い適切な時期にオープンしていく。特にオープンイベントは考えていない。工事は既に完成している。」「万里長城の老朽化に伴う補修は修繕費で対応する。利活用のあり方、位置付けなどは都市計画マスタープランとは別に、29 年度しっかり方向性を示していきたい。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「都市計画マスタープラン策定は、ワークショップなど対話形式を取り入れてほしい。」「町全体を俯瞰する中で位置付けしてほしい。」「地域課題を踏まえると、単年度で十分な計画策定ができるのか。単年度策定にこだわる必要はない。」「除雪の民間委託に係る町有の重機の払い下げの是非を検討すべきではないか。」「橋梁整備については、緊急性を考慮し整備を進めること。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 31 ページから、教育課所管では、「小中学校教育の充実」「下川商業高等学校への支援」などの予算が計上されています。

課長から、「小中連携したコミュニティスクール制度を導入する。」「スポーツ少年団活動交付金は、一人 1,000 円を基準に支出しているが、今後活動に見合った額を計上してい

かなければならない。マイクロバス利用は緩和していきたい。」など説明、答弁がありました。

委員から、「小学校職員室が手狭になってきている。机、棚などの環境整備を含め検討してほしい。」などの意見がありました。

歳入の説明については、特に意見がありませんでした。

理事者総括では、一つ、財政規律について、「財政状況が厳しい中であって、財政規律の目安を示す必要があるのではないか。」などの質問に対して、「財政秩序の形成、投資的経費の抑制、基金・公債費のバランス維持、歳入の確保を基本に、財政規律の目安をつくることは必要である。」との答弁がありました。

二つ目、農業振興について、「農業振興基本条例の改正が適切な時期であるか。限度額設定の考え方は。」などの質問に対しては、「スピード感を持って、後継者の育成を本格化させる。生産意欲が高まっている中で、支援してステップアップさせていくためには、改正は適切な時期である。農業者から投資計画を立てる上でも補助額を明確にしてほしいとの要望があった。財政の将来負担を踏まえ、限度額を設定する必要がある。」との答弁がありました。

三つ目、各計画の策定について、「財政状況を踏まえ計画の実効性が保たれるのか。」との質問に対し、「各計画策定が先送りされてきた中で、将来展望を打ち出していく必要がある。計画実行では大きなハード事業はなくソフト事業が中心である。」との答弁がありました。

審査後、論点整理、議員間の対話を踏まえ、当委員会として次の意見を付すものであります。

一つ、宿泊研修交流施設の管理運営等の進め方は、遅延しているとともに、審議の経過や附帯決議を踏まえたものではなく、誠に遺憾である。町内事業者へ当施設の運営に関する説明を行い、委託契約・スケジュール等を提示し、その後、急きょ取りやめるなど、混乱を招いた責任は重大である。説明した事業者へも誠意を持って対処すること。

こうしたことを踏まえ、これまでの経緯、経過と現状などを熟慮して、直ちに基本的な方針と管理運営等のあり方を示し、公平、公正さを欠くことなく取り進めること。また、町民に対しても丁寧な説明を行うこと。

二つ目、森林バイオマス地域熱電併給事業に関する予算執行は、森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の設置の目的などを踏まえ、慎重に対処すること。

以上、当委員会として、原案可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 15 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 15 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 15 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 6 議案第 16 号「平成 29 年度下川町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 16 号 平成 29 年度下川町下水道事業特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 2 億 7,844 万円とし、第 2 条では、地方債の起債目的と限度額 5,750 万円等を定め、第 3 条では、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めるものです。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要書、事項別明細書等により説明を受けました。

事業概要書の 30 ページから、「公共下水道の維持管理と整備の推進」「合併処理浄化槽の維持管理」などの予算が計上されています。

以上、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから

質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第7 議案第17号「平成29年度下川町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(春日隆司君) 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第17号 平成29年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入歳出予算それぞれ8,552万円とし、第2条では、継続費の経費の総額1,350万円及び年割額を定め、第3条では、一時借入金の最高額を500万円と定めるものです。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要書、事項別明細書により説明を受けました。

事業概要30ページです。「水道施設の適正な維持管理」「計画的な水道施設の整備」の

ための予算が計上されています。

浄水場建設基本計画策定や配給水施設維持管理として、量水器 284 台、消火栓 4 か所取替などを行います。

以上、当委員会として、原案可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。
よろしくお願ひいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 17 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 17 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 8 議案第 18 号「平成 29 年度下川町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、

議案第 18 号 平成 29 年度下川町介護保険特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、介護保険事業勘定の歳入歳出予算それぞれ 4 億 2,999 万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ 3 億 1,690 万円を定め、第 2 条では、一時借入金の最高額を、介護保険事業勘定 3,000 万円、介護サービス事業勘定 3,000 万円と定めるものです。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要書、事項別明細書により説明を受けました。その主な内容等について報告します。

推進施策・事業概要書 9 ページからです。介護保険事業として、「介護予防の推進と介護保険制度の円滑な運用」のための予算が計上されています。

介護予防、日常生活支援総合事業、包括的支援事業、在宅医療介護連携事業などを行います。

委員から、「介護保険給付費準備基金も減少してきている。会計も厳しくなってきており、今後のあり方を検討していく必要がある。」などの意見がありました。

事業概要書 14 ページから、介護サービス事業として、「高齢者支援」のため、あけぼの園、短期入所生活介護、通所介護サービスなどの予算が計上されています。

以上、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これから議案第 18 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 18 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 9 議案第 19 号「平成 29 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案についても、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 19 号 平成 29 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 5 億 7,915 万円を定め、第 2 条では、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定め、第 3 条では、歳出予算の各項の経費の金額の流用について定めるものです。

審査に当たり、所管課長などから詳細説明を受けました。その主な内容等について報告します。

推進施策・事業概要書 9 ページです。「医療保険と医療費助成の推進」のための予算が計上されています。

国保特定健診の受診率向上などへの取組を強化していきます。また、30 年度からの国保健康保険制度改革への対応を協議していきます。

委員から、「国保健康保険制度改革への対応は、スピード感を持って町民への周知を図り、十分な理解を得るべきである。」との意見がありました。

以上、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 19 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 10 議案第 20 号「平成 29 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案につきましても、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 20 号 平成 29 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 5,759 万円を定めるものです。後期高齢者医療広域連合納付金等の予算が計上されています。

以上、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これから議案第 20 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 20 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 11 議案第 21 号「平成 29 年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求め

ます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 21 号 平成 29 年度下川町病院事業会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たって、第 1 条は総則、第 2 条で業務の予定量、年間患者数…入院 11,680 人、外来 22,440 人などを定め、第 3 条で収益的収入 5 億 1,312 万円、支出 5 億 5,584 万円を定め、第 4 条で資本的収入 1 億 1,247 万円、支出 1 億 1,489 万円を定め、第 5 条で一時借入金の限度額 4,300 万円を定め、第 6 条で予定支出の各項の経費の金額の流用を定め、第 7 条で議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第 8 条で他会計からの補助金 2 億 2,000 万円を定め、第 9 条でたな卸資産購入限度額 4,880 万円を定めるものであります。

町立下川病院の診療体制、患者へのサービス向上などを図るものであります。

審査に当たり、事務長などから、推進施策・事業概要書、予算説明書により説明を受けました。その主な内容について報告します。

推進施策・事業概要書 33 ページです。

事務長などから、「病院を核として地域包括医療・ケアを推進するため、国民健康保険診療施設へ変更する。この制度を活用して、CT 機器の導入…4,320 万円、電子カルテの導入…6,700 万円を行い、医業収益の増加を図っていきたい。」との説明がありました。

委員から、「機器購入、改修工事等の入札に当たっては、十分配慮しながら取り進めること。また、院内の薬品管理を厳格に行うこと。」「院外処方への体制移行後の状況について、検証する必要があるのではないか。」などの意見がありました。

以上、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 21 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 12 発議第 2 号「平成 29 年度下川町議会運営活動方針」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 2 号 平成 29 年度下川町議会運営活動方針の提案趣旨を申し上げます。

まず、1 基本理念。

私たちは今、日本、そして地域のあり方を根幹から問い直す激動の時代に生きています。

地方議会においては、執行機関から提案された予算・条例案並びに決算の審議はもとより、請願・陳情等への対応、国会及び関係行政庁への意見書提出のほか、議員の政策形成能力の向上など新しい時代に対応する議会として、その機能を充実させる必要があります。

私ども議会議員は、議会機能の強化と更なる議会の活性化を目指し、次の基本方針に基づき積極的に取り組むものであります。

2 基本方針

(1) 議員の資質向上

議会本来の使命と議員の職責を深く自覚し、日常における議員活動の推進と自己研鑽に努める。

議会は、町民の代表者として団体意思を決定する重要な機関であるとの認識に立ち、常に町民との対話を重ね、その使命の実現に努める。

(2) 政策形成機能、チェック機能の充実強化

各種研修会等に参加し、広い視野を身に付け、地方行政の振興発展に努める。

積極的な課題提起、政策提言等を行うための調査研究、全員協議会等での課題の共有、論点整理、議員間の対話の充実を図る。

(3) 町民に開かれた議会の推進

町民に開かれた議会とするため調査研究を深める。

開かれた議会運営と町民への説明責任を果たすため、議会が保有する情報及び議事録等

の公開を推進する。

町民との対話による議会活動の更なる強化のため、議会広報特別委員会に広聴機能を拡充した新しい体制に移行する。

(4) ICT（情報・通信に関する技術）の活用

議会活動の質を向上するために ICT の活用を推進する。

定例会や臨時会のインターネット配信を開始する。

3 各委員会の所管事務調査等実施計画

この中では特に新しい試みとしまして、議会運営委員会において、重要な政策課題に対し、議会総意として理事者へ文書で政策提言等を行い、回答を求める。

また、既に決議しましたとおり、下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会を設置し、調査を行う。

4 議員研修事業実施計画

ここでは、各種研修会の参加を計画しております。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これから発議第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 13 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

本町の重要懸案事項の要請並びに各種研修会等への出席のため、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間に於いて、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思っております。

これを承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間、議員の派遣について承認されました。

○議長（木下一己君） 日程第 14 「閉会中の継続調査の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、「各議会の会期及び議会運営に関する事項等の調査協議の件について」、議会広報特別委員会から、「議会広報の発行及び調査研究に関する事項の件について」、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会から、「森林バイオマス地域熱電併給事業に関する調査について」、会議規則第 74 条の規定により、調査が終了するまで、それぞれ閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありましたので、これを承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成 29 年第 1 回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 8 分 閉会

○議長（木下一己君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 今定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用なところ本定例会に御出席を賜り、提案させていただきました議案において、この 8 日の開会から本日まで精力的に審査いただきましたところ、全ての議案をお認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

それぞれの議案における審査や委員長報告にて寄せられました御意見や御提言、さらに一般質問にて御示唆いただいた課題や問題の提起、そして御提言などをしっかりと受け止め、新年度における各種事務事業の執行に反映してまいりたいと存じます。

今後とも変わらぬ御指導、御示唆を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○事務局長（下村弘之君） 3 月 31 日をもって退職されます、杉之下建設水道課長から、退職に当たり御挨拶の申し出がありましたので、この場におきまして御挨拶をいただきます。

杉之下課長お願いします。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 定年退職に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日は定例会終了後、議員皆様には大変お疲れの中、このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。

私は昭和55年に採用となり、本日まで36年と9か月という長い間、勤めさせていただきました。この間、いろいろな経験をさせていただきまして過ごしてきたわけですが、多くの方の支えがあってここまでこれたかなというふうに自覚をしているところでございます。議員の皆様にも、議会を通し、多くの御助言、御指導をいただき、私の職務もスムーズに進むことができたことを深く感謝を申し上げます。

4月より新たな人生を進むわけですが、変わらず自分を少し磨きながら、またこの地域に尽くしていきたいというふうに感じております。議員の皆様には変わらず御指導、御厚情をいただければ幸いです。

最後になりますけれども、議員の皆様には今後も御健康に御留意され、ますますの御活躍をされるよう御祈念いたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

（拍 手）

○議長（木下一己君） 以上をもって、散会とします。御苦労さまでした。